

## 日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社 に係る共同調達に関する指針

令和2年8月  
総務省

### 1 目的

日本電信電話株式会社（以下「NTT」という。）、東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）（以下「NTT等」という。）については、昭和63年以降、旧日本電信電話株式会社（NTTの再編成前の日本電信電話株式会社をいい、以下「旧NTT」という。）から分離したエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「NTTコミュニケーションズ」という。）、株式会社NTTドコモ（以下「NTTドコモ」という。）、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（以下「NTTデータ」という。）及びエヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社（以下「NTTコムウェア」という。）（以下「分離会社」という。）を対象に、公正競争条件の整備の観点から、分離会社が旧NTT（NTTの再編成以降はNTT等）の巨大な購買力を使用することのないよう、旧NTTと分離会社との間の共同調達は認められていない。

今般、情報通信審議会「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」最終答申（令和元年12月17日）において、「NTTグループの共同調達に係るルールの趣旨は引き続き維持しつつも、公正競争を阻害しない範囲において例外的に共同調達を認めることは、調達コストの低減等の効果を通じて、利用者への利益の還元が期待されるとともに、グローバル展開や先端的な研究開発に対する投資の促進に資する」旨が示されたことを受け、総務省は、本指針において、NTT等と分離会社との間における共同調達（以下単に「共同調達」という。）に関し、基本的考え方を示すとともに、NTT等及び分離会社が講ずる必要がある具体的な措置等を明確化するものである。

本指針は、共同調達について、NTT等が営む業務と責務との関係を踏まえて、適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保等に寄与するものとしつつ、その実施に当たっては電気通信事業の公正な競争の確保が前提となることを踏まえ、これらを充足し、かつ、バランスの取れたものとすることが必要であり、これらは、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）及びNTTの再編成の趣旨等並びに電気通信事業法（昭和59年法律第86号）により確保されるものである。

また、本指針は、共同調達を例外的に認めるに当たって必要となる措置等を示すものであり、共同調達は引き続き原則として禁止されていることとの関係に留意する必要がある。

### 2 共同調達が例外的に認められる資材

共同調達が例外的に認められる資材は、電子計算機及び関連装置、通信装置及び関連装置（NTTドコモが、同社の移動通信サービスの利用者に対して販売することを目的として調達する、当該サービスの提供を受けるために必要な端末装置を除く。）並びにこ

れらの情報・通信機器において用いられるプログラム<sup>1</sup>に限る。

### 3 NTTの再編成の趣旨の徹底

共同調達を通じたNTT等と分離会社との間の一体化（ヒト（情報）、モノ、カネ）等のNTTの再編成の趣旨の潜脱を防止することとし、次の措置を講ずること。

【NTT、NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ、NTTデータ及びNTTコムウェア】<sup>2</sup>

- 共同調達を通じて、NTT等と分離会社との間の実質的な一体経営による調達情報の流用等が行われないようにするため、共同調達事業者（共同調達に関する業務（契約交渉、契約支援その他契約行為に密接に関連する業務を含む。）を行う者をいう。以下同じ。）との間における役員兼任及び在籍出向を行わないこと。なお、令和2年7月時点において現に在籍出向が行われている場合には、できる限り速やかにその状態を解消すること。

【NTT】

- 共同調達において、NTTグループ会社以外の電気通信事業者に対して、同等の条件で参加する機会を付与するに当たり、NTTが、共同調達に関する窓口業務（共同調達事業者と当該NTTグループ会社以外の電気通信事業者並びにNTT（調達を行う部門に限る。）、NTT東日本及びNTT西日本との間における交渉等を仲介する業務に限る。以下単に「窓口業務」という。）を行う場合、上記の措置に加えて、次の措置を講ずること。
  - ・窓口業務を行う部門の長その他の窓口業務に従事する者は、調達を行う部門の長その他の当該部門の業務に従事する者の職務を兼ねないこと。
  - ・NTT東日本及びNTT西日本並びに分離会社から在籍出向する職員を窓口業務に従事させないこと。
  - ・窓口業務の用に供する室とそれ以外の業務の用に供する室とを区分すること。
  - ・監視部門を窓口業務を行う部門及び調達を行う部門とは別に置き、窓口業務の実施状況及び共同調達に関する情報の適正な取扱いを監視すること。

【NTT、NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ、NTTデータ及びNTTコムウェア】

- 共同調達事業者（NTTが共同調達に関する窓口業務を行う場合は、当該窓口業務を行う部門を含む。以下同じ。）に対して共同調達に関する情報を提供するときは、当該情報が共同調達の目的以外の目的のために取り扱われることがないよう、次の措置を講ずること。
  - ・共同調達に係る情報管理システムは、共同調達の目的以外の目的で取り扱うことが

<sup>1</sup> これらに付属する、ラック等の什器類、製造事業者等による保守等を含む。

<sup>2</sup> 当該事項の対象となる者を【 】内に記載。以下同じ。

できないよう、適切なアクセス制限を設定する等、必要な措置を講じ、又は共同調達事業者に講じさせること。

- ・共同調達に関する情報の適正な取扱いを確保するため、共同調達事業者と同社の役職員との間及び同社と共同調達に参加する者との間で、共同調達に関する情報の適正な取扱いに関する契約を締結する等、必要な措置を講じ、又は共同調達事業者に講じさせること。
- ・上記のほか、共同調達に関する情報を共同調達の目的以外の目的のために取り扱うことがないようにするために必要な措置を講じ、又は共同調達事業者に講じさせること。

#### 【NTT、NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ、NTTデータ及びNTTコムウェア】

- 共同調達により調達する資材に関する業務のうち、調達以外の業務（例：ネットワークの構築、電気通信役務の提供等又はこれに係る契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理等）を共同調達事業者に対して委託等しないこと。ただし、調達の業務を委託する上で必要不可欠な業務と認められるものを除く。

#### 【NTT、NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ、NTTデータ及びNTTコムウェア】

- 共同調達事業者との間で行われる共同調達に係る取引について、当該取引を通じた同社への実質的な補助又はNTT等と分離会社との間の実質的な補助が行われないようにするため、共同調達事業者に対し、NTT等及び分離会社が委託した共同調達業務について会計を分計させるとともに、当該業務に係る収支の状況を当該業務を委託した会社にそれぞれ報告させること。

## 4 NTT等の市場支配力との関係

共同調達を通じた公正競争を阻害する行為、電気通信事業法上の禁止行為規制の趣旨を潜脱する行為等を防止するため、次の措置を講ずること。

#### 【NTT、NTT東日本及びNTT西日本】

- NTT等が共同調達に参加することにより、分離会社が著しく有利な条件で共同調達を行うことがないよう、次の措置その他必要な措置を講ずること。
  - ・NTT、NTT東日本及びNTT西日本のそれぞれの共同調達に係る額は当該各社のそれぞれの総調達額<sup>3</sup>の50%未満とすること。

#### 【NTT東日本、NTT西日本及びNTTドコモ】

- NTT等が参加する共同調達について、電気通信事業法第30条の趣旨を引き続き確

---

<sup>3</sup> 電子計算機及び関連装置、通信装置及び関連装置（NTTドコモが、同社の移動通信サービスの利用者に対して販売することを目的として調達する、当該サービスの提供を受けるために必要な端末装置を除く。）並びにこれらの情報・通信機器において用いられるプログラムの調達額の総計をいう。

保するために必要な措置を講ずること。

(NTT等が参加する共同調達における禁止行為の例)

- ・ NTT東日本及びNTT西日本が共同調達により購入した資材を特定の電気通信事業者へ転売・転用することにより、不当に利益を与えること。
- ・ NTT東日本及びNTT西日本が共同調達を通じ、特定の電気通信事業者が提供するサービス、技術規格等を不当に優遇すること。
- ・ NTT東日本及びNTT西日本が共同調達事業者を通じ、他の電気通信事業者又は電気通信設備の製造事業者や販売事業者に対し、不当に規律をし、又は干渉すること。

【NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ、NTTデータ及びNTTコムウェア】

- 上記のほか、NTT等が参加する共同調達について、電気通信事業法第29条及び第31条（NTT東日本及びNTT西日本以外の者にあっては、電気通信事業法第29条）の趣旨を引き続き確保するために必要な措置を講ずること。

## 5 利用者利益の確保等

共同調達の実施に当たり、利用者利益の確保、電気通信市場の活性化等の観点から、次の事項の実施に努めること。

【NTT、NTT東日本及びNTT西日本】

- 共同調達を実施することにより得られた調達コストの削減等の効果を、他の電気通信事業者を含む利用者に対して適切に還元するとともに、グローバル展開や先端的な研究開発に対する投資に充てること。
- 共同調達において、NTTグループ会社以外の電気通信事業者に対して、同等の条件で参加する機会を付与すること。

## 6 検証可能性の確保等

上記に基づき、次の事項を総務省に報告するとともに、公表すること（ただし、公にすることにより、企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるものは除く。）。

【NTT、NTT東日本及びNTT西日本】

- 各事業年度の共同調達に係る実施計画（本指針に基づき講ずる措置の内容を含む。）
- 各事業年度の四半期ごとの実施状況（共同調達に係る資材の種類別の調達実績を含む。）
- 各事業年度の実施状況（次の事項を含む。）
  - ・ 本指針に基づき講じた措置（NTTが窓口業務を行う場合は監視の結果報告を含む。）
  - ・ 共同調達により調達した資材の利用の状況及び利用者に対する利益の還元等の状況
  - ・ 共同調達額（共同調達の相手方となる分離会社別の共同調達実績、国外の機器製造業者等からの調達額を含む。）

- ・ 総調達額<sup>3</sup>

【NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ、NTTデータ及びNTTコムウェア】

○ 各事業年度の実施状況（次の事項を含む。）

- ・ 本指針に基づき講じた措置
- ・ 総調達額<sup>3</sup>

## 7 指針の見直し等

総務省は、共同調達の実施状況等に基づき検証を行うとともに、その結果を公表し、公正競争の確保に支障が生ずるおそれがあると認められる場合には、日本電信電話株式会社等に関する法律及び電気通信事業法の規律に基づき、業務の適正化を図るとともに、必要に応じて本指針を見直し、又は共同調達に関する例外的な扱いを終了するものとする。

(公正競争の確保に支障が生ずるおそれがあると認められる場合の例)

- ・ 共同調達は、NTT等及び分離会社においてNTT等の調達額の割合が相当程度減少していることを前提とした例外的な措置として認められるものであり、今後、NTT等の調達額の割合が相当程度増加する等の環境変化により公正競争の確保に支障が生ずるおそれがあると認められる場合（NTT等及び分離会社の総調達額<sup>3,4</sup>に占めるNTT等の総調達額<sup>3</sup>の割合が2年を超えて継続して25%を超える場合<sup>5</sup>等）
- ・ 本指針に反し、共同調達を例外的に認めるに当たって講ずることが必要となる措置が講じられていないと認められる場合

---

<sup>4</sup> NTT等及び分離会社の総調達額については、調達の一時的な増減による影響等を考慮し、直近の3事業年度における総調達額の平均をもってみます。

<sup>5</sup> 災害その他やむを得ない事情により、一時的に当該割合を超える場合は、この限りでない。